

滋賀県庁本館食堂運営事業者公募要項

1 目的等

滋賀県では、滋賀県庁本館の食堂施設において、主に滋賀県庁本庁舎に勤務する職員の福利厚生
の充実を図るため、健全で安定した経営のもと、安全かつ安心に利用者に食事を提供することがで
きる事業者を選定することを目的として、プロポーザル方式により事業者を公募します。

2 食堂の概要

- (1) 所在地 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県庁本館 1 階
- (2) 施設面積 厨房 91.2 m² 食品庫等付帯施設 39.48 m²
客席 192.4 m² (35 卓、106 席)

3 公募の内容

(1) 募集業務

滋賀県庁本館食堂運営業務

(2) 業務内容

業務の条件や仕様等については、別添(1)滋賀県庁本館食堂運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)および別添(2)滋賀県庁本館食堂運営業務に関する協定書(以下「協定書」という。)を確認してください。

(3) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

ただし、双方に特段の異議がなければ以後、1 年度単位で更新できます。

なお、県または事業者のいずれか一方が契約期間の更新を希望しない場合は、6 カ月前までに書面により相手方に対して意思表示することとします。

(4) 運営の方法等

ア 行政財産の使用許可を受けて食堂の運営を行うものとします。

使用許可期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなりますが、1 年度単位で更新できます。

イ 使用許可は厨房および食品庫等付帯施設の面積を基本とします。

当該客席は共用のスペースとし、食堂の営業時間中でも職員が弁当等飲食物を持ち込んで利用することがあります。また、営業時間外も職員が利用することがあります。

ウ 行政財産使用料（以下「使用料」という。）は、使用許可面積に応じて滋賀県行政財産使用料条例（昭和 39 年 3 月 30 日滋賀県条例第 5 号）に基づき毎年度算定します。使用許可面積には、共用スペースに設置される事業者の機器・備品（県の貸付けを受ける機器・備品を含む）が占有する面積を含みます。

使用料は、減免基準を満たせば 50%減免することができます。仕様書の 5 (2) エ①を確認してください。

※参考：年間使用料

使用許可を受ける面積が、

厨房および食品庫等付帯施設のみの場合 130.68 m² 507,381 円

注 1) 50%減免を行うと仮定し算出

注 2) 使用許可面積と使用料には、共用スペースに設置される使用備品等の占有面積分を別途加算

エ 売上は事業者へ帰属し、事業に要する経費負担の詳細は仕様書のとおりとします。

オ 事業にあたっての基本的な考え方

- ・職員食堂として職員のニーズに添う、健康に配慮したメニューの提供や価格であること。
- ・環境への配慮や地産地消の取組への協力など、県の行う事業に積極的に取り組むこと。
- ・安定的・継続的な店舗運営を行うこと。

カ 営業日および営業時間は仕様書のとおりとします。

キ 提供価格は、概ね 1 食 500 円から 750 円程度を目安としていますが、価格については、県と事業者とで協議して、決定するものとします。

4 公募手続等に関する事項

(1) 公募参加資格

次の全ての要件を満たす、法人または個人に限り応募することができます。

また、これらの要件は、参加申し込み時から協定書締結時まで、継続的に満たしている必要があります。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県から、「滋賀県物品関係入札参加停止基準」に基づく、入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申し込み期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

エ 入札参加者に必要な資格等（平成 31 年滋賀県告示第 46 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。

大分類：役務

中分類：給食

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公募参加の手続に間に合わないことがあるので注意すること。

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話：077-528-4314

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

カ 令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの間に、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に違反したとして行政処分を受けていないこと。

キ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。

ケ 都道府県税を滞納していないこと。

(2) プロポーザルの手続き等

ア 日程

① 公募要項等の公表・配布

令和7年11月4日(火)～令和7年11月18日(火)

② 公募要項等に関する質問受付

令和7年11月4日(火)～令和7年11月18日(火) 午後5時必着

③ 質問に対する回答期限

現地説明会で回答周知

④ 現地説明会参加申込期限

令和7年11月18日(火) 午後5時必着

⑤ 現地説明会

第1回 令和7年11月20日(木) 午後3時～

第2回 令和7年11月25日(火) 午後3時～

⑥ プロポーザル参加申込書等の提出期間

令和7年11月26日(水)～令和7年12月10日(水) 午後5時必着

⑦ 評価会議

令和7年12月 下旬予定

⑧ 評価結果の通知

令和8年1月 上旬予定

イ 公募要項等の配布

① 配布日時

令和7年11月4日(火)～令和7年11月18日(火) 午前9時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

② 配布場所 滋賀県総務部総務事務・厚生課

(大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁北新館4階)

※公募要項等は、滋賀県公式ホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/>) から入手できます。「県政情報>県の概要>滋賀県行政機構>総務部>総務事務・厚生課」をご覧ください。

※郵送での配布は行いません。

ウ 公募要項等に関する質問受付と回答

① 質問書の提出

公募要項等に関する質問は、令和7年11月18日(火) 午後5時までに 別紙(1) 公募要項等に関する質問書により行ってください。口頭による質問は受付けません。

提出先と提出方法は、「カ 提出方法および留意事項」を参照してください。

② 質問に対する回答

質問者にFAXまたは電子メールにて回答するとともに、現地説明会において周知します。

エ 現地説明会の開催

現地説明会を行いますので、プロポーザルに参加を希望される方は、必ず第1回あるいは第2回のどちらかの現地説明会にご出席ください。出席されない場合はプロポーザルに参加できません。

① 開催日時：第1回 令和7年11月20日(木) 午後3時～

第2回 令和7年11月25日(火) 午後3時～

② 開催場所：滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁本館1階食堂「かいつぶり」

② 説明会参加申込方法:希望される方は、令和7年11月18日(火)午後5時までに 別紙(2) 現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上申込んでください。1事業者につき3名まで参加いただけます。

提出先と提出方法は、「カ 提出方法および留意事項」を参照してください。

オ プロポーザル参加申込みの受付

応募される方は、参加申込みをしてください。1事業者あたり1提案とし、複数の提案は受け付けません。

- ①提出書類：別紙「提出書類一覧表」のとおりとしますが、必要と認める場合は追加資料の提出を求める場合があります。
- ③ 提出部数：正本 1 部、コピー 8 部
- ④ 提出期間：令和 7 年 11 月 26 日(水)～令和 7 年 12 月 10 日(水)午後 5 時必着
- ④受付期間終了後は提出した関係書類の書換えや差替えはできませんが、記載事実(住所等)に変更があったときは、速やかに参加申込書記載事項変更届(様式 6)により届出てください。
- ⑤提出先と提出方法は、「カ 提出方法および留意事項」を参照してください。

カ 提出方法および留意事項

①提出先

滋賀県総務部総務事務・厚生課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL：077-528-3163

FAX：077-528-4816

E-mail：kousei@pref.shiga.lg.jp

②提出方法

- ・公募要項等に関する質問書 FAX・電子メール・郵送のいずれか
- ・現地説明会参加申込書 FAX・電子メール・郵送のいずれか
- ・プロポーザル参加申込書等 持参または郵送のどちらか

③留意事項

- ・FAX：送信後に、必ず到着の確認のための電話をしてください。
- ・電子メール：添付ファイルのファイル形式は、「PDF」か、ワードなら拡張子[docx]としてください。送信後に、必ず到着の確認のための電話をしてください。
- ・持参：土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで受け付けます。
- ・郵送：提出締切日当日の午後 5 時までに到着したものを、有効とします。書留郵便等配達記録が残るもので送付してください。差出後に、必ず到着の確認のための電話をしてください。

※電話での確認は、午前 9 時から午後 5 時の間にお願いします。

ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

キ プロポーザル参加にかかる注意事項

ア)失格または無効

以下のいずれかに該当する場合は、失格または無効となります。

- ①提出期限内に書類が提出されなかった場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④公募要項に違反すると認められる場合
- ⑤審査結果に影響を与えると思われる行為が認められた場合

イ)提出期限後の提出書類の変更、差し替えあるいは再提出は認めません。

り)提出された書類の返却は行いません。

エ) プロポーザル参加申込書等の作成・提出やプロポーザル参加に要する経費等はすべて参加者の負担とします。

カ) プロポーザル参加申込書等の提出後に参加を辞退される場合は、評価会議開催日前日の 12 時までに辞退届(様式任意)を郵送または持参により、提出してください。郵送の場合、「書留」等差出、受領の記録が残るもので送付し、差出後に、必ず到着の確認のための電話をしてください。

キ) 提出書類にかかる著作権等の取り扱い

① 申込者から提出された企画提案書等の著作権は、申込者に帰属します。

② プロポーザル参加申し込みにあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、申込者が負うこととします。

5 選定および評価方法等に関する事項

提案の評価は別に定める構成員により組織された「滋賀県庁本館食堂運営事業者公募プロポーザル評価会議」(以下「評価会議」という。)が行います。

(1) 評価会議

ア 開催日 令和 7 年 12 月 下旬 予定

イ 開催場所 滋賀県庁内の会議室

ウ 企画提案(プレゼンテーション)

① 1 者につき 10 分以内、その後、質疑応答 10 分程度

② 順番は、企画提案書受け付け順とします。

③ プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配付することやスライド機材等を使用することはできません。

エ 注意事項

① 開催日時、場所および各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日個別に通知します。

② 提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。

③ 指定の時間に遅れた場合は、評価対象としません。

(2) 評価項目および評価基準

別表のとおり

(3) 最優秀提案者の選定

評価結果に基づき、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

最高得点者が 2 名以上となった場合は該当者の中から、出席構成員が協議して最優秀提案者を決定します。

最優秀提案者の決定に当たっては、各構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の 60% 以上であることを最低基準とします。

(4) 提案者が 1 者の場合の取り扱い

提案者が 1 者のみの場合でも評価は実施し、評価の結果において最低基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

(5) 評価結果の通知

評価結果は全提案者に文書にて通知します。

6 協定書の締結と使用許可申請に関する留意事項

最優秀提案者に選定された者は、県庁本館食堂の運営について優先交渉権を得ることになり、提案された内容を基本として協議を行います。

また、この公募要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議の上決定することとします。

(1) 協定書と使用許可申請

協議が整い次第、協定書の締結を行い、行政財産の使用許可申請を行って使用許可を受けるものとします。

(2) 事業者の決定取り消し

最優秀提案者が滋賀県から「滋賀県物品関係入札参加停止基準」に基づく入札参加資格停止措置を、評価会議の日から協定締結の日までの期間内に受けたときは、当該事業者を協定の相手方としないこととします。

また、協定締結後も次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- ア) 正当な理由なく指定する期日までに行政財産使用許可申請手続きを行わなかったとき。
- イ) 事業者が公募参加資格を失ったとき。
- ウ) その他、事業者が本件契約の相手方として不適当と認められるとき。

7 参考事項（現在の状況および今後の予定）

(1) 職員数等

県庁本庁舎勤務者 約 2,000 人

職員の基本的な休憩時間 12 時 00 分～13 時 00 分

(2) 平均提供食数(令和 7 年度)

食堂利用 100 食/日、弁当 10 食/日

(3) 所要経費

・行政財産使用料（年間）

使用許可を受ける面積が

厨房および食品庫等付帯施設の場合 130.68 m² 507,381 円

※1 50%減免を行うと仮定し算出

※2 使用許可面積と使用料には、共用スペースに設置される使用備品等の占有面積分を別途加算

・共益費

① 庁舎維持管理費(庁舎警備費、各種設備点検等)（年間）

使用許可面積が 7-(3) の場合 約 260,000 円

※1 令和 7 年度分と仮定し概算で算出

※2 使用許可面積と庁舎維持管理費には、共用スペースに設置される使用備品等の占有面積分を別途加算

② ・光熱水費(令和 6 年度実績) 約 1,464,000 円（県納入額）

・ガス料金

・その他、事業に要する経費

(4) メニュー・料金(税込み・令和7年10月1日現在)

定食(日替わり 1種類)	700 円	わかめ(そば、うどん)	500 円
親子丼	600 円	ラーメン	650 円
かつ丼	700 円	ライスS	150 円
玉子丼	580 円	ライスM	180 円
カレー	600 円	ライスL	210 円
カツカレー	750 円	みそ汁	50 円
きつね(そば、うどん)	600 円	小鉢	120 円
カレー(そば、うどん)	650 円	弁当	650 円

(5) 人員体制 5人

(6) 提供方式 現地調理、カフェテリア方式

(7) 販売方法 現金、一部 paypay での支払いが可能

(8) その他

ア) 県庁舎内全面禁煙

イ) 現事業者の事業終了時期 令和8年2月下旬 予定

※ 前事業者事業終了後から新規事業者開業(4月1日予定)までの間食堂を休業し、新規事業者と協議の上、休業期間中に予算の範囲内で厨房機器や食堂の点検確認等を行う予定です。

9 問い合わせおよび各種書類の提出先

滋賀県総務部総務事務・厚生課

担当 北井・横江

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3163

FAX: 077-528-4816

E-mail: kousei@pref.shiga.lg.jp

別表

滋賀県庁本館食堂営業事業者公募プロポーザル評価項目

次のとおり評価を行う。

以下の各評価項目の配点の合計を200点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。

なお、各構成員の持ち点200点の合計の60%を最低基準点とする。

【最低基準点】 200点×5人×60%＝600点

評価項目および評価内容			配点
1 事業者に関する事項			10 点
(1)	経営基盤等	継続して営業を行える経営基盤があるか。	
2 受託計画の基本方針等			60 点
(1)	応募理由 意欲	応募動機は納得できるものであるか。 経営に対する意欲があるか。	
(2)	運営方針	県職員の食堂として適した運営方針であるか。	
(3)	使用食材	地元食材や、安心・安全な食材を活用しているか。	
(4)	栄養管理体制	栄養管理についての考え方は評価できるか。	
(5)	衛生管理体制	衛生管理体制は整っているか。 感染対策や清掃、事故防止等について考えられているか。	
(6)	環境配慮	環境に配慮した取り組みを行っているか。	
3 営業体制および運営方法等			110 点
(1)	提供メニュー	健康に配慮し、良質で栄養バランスを考慮したメニューであるか。	
(2)	価格	料金設定は低廉であるか。	
(3)	販売方法	提供方法・支払方法および営業時間は職員に利便性のあるものであるか。	
(4)	調理体制	調理体制は整っているか。食材等の調達や搬入等は適切であるか。	
(5)	人員体制	配置人員は整っているか。混雑時に対応できるか。	
(6)	顧客確保対策	利用してもらうために、現実的で、有効な内容となっているか。	
(7)	収支計画	算出根拠が、妥当で健全であるか。	
(8)	スケジュール	営業開始までのスケジュールは実行可能なものであるか。	
4 その他			20 点
(1)	独自性 優位性等	他事業者に比べて特徴はあるか。	
(2)	社会福祉に 対する貢献	高齢者・障害者雇用等、社会福祉に対する貢献に、積極的に取り組んでいるか。	
合 計			200 点 満点

別紙

提出書類一覧表

※各種証明書類は、提出日において発行から3か月以内のものとしします。

- ア) プロポーザル参加申込書(様式1)
- イ) 企画提案書(様式2)
- ウ) 事業者概要書(様式3)
- エ) 都道府県税に未納がないことを証明する納税証明書またはその写し
 - ア 滋賀県内に本店を有する事業者、および滋賀県外に本店を有する事業者で滋賀県内に営業所等を有する事業者
 - ・滋賀県県税事務所において滋賀県知事が交付する県税すべてに未納がないことを証する納税証明書
 - イ 滋賀県外に本店を有する事業者で滋賀県内に営業所等の無い事業者
 - ・本店所在地の都道府県知事が交付する次のいずれかの書類
 - (a) 都道府県税すべてに未納がないことを証する納税証明書
 - (b) 直近1事業年度分の法人事業税および法人都道府県民税の納税証明書(未納がないものに限る。)
 - (c) 法人事業税および法人都道府県民税に未納がないことを証する納税証明書
 - (d) 事業開始時期の都合により上記(a)～(c)の納税証明書を提出できない場合は、都道府県税事務所に提出された事業所開設届の写し
- オ) 暴力団排除にかかる誓約書(様式4)
- カ) 誓約書(様式5)

○申込者が法人の場合

- キ) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書)
- ク) 財務諸表
 - ・直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表・損益計算書)
 - ※子会社等を含んだ連結決算は不可。単体の決算書を提出すること。
 - ・事業開始時期の都合により決算報告書を提出できない場合は、事業開始時の貸借対照表のみ

○申込者が個人の場合

- ケ) 住民票記載事項証明書(住所・氏名・生年月日が記載されたもの)
- コ) 財務諸表
 - ・青色申告をしている個人の場合 直近1年分の青色申告書の写し
 - ・白色申告をしている個人の場合 直近1年分の白色申告書の写し